

国民健康保険の加入・脱退をされたみなさんへ

国民健康保険料について、毎年4月から翌年3月までの保険料を第1期(納期限7月末)から第8期(納期限2月末)の年8回で納付していただきます。

年度途中で加入・脱退・世帯変更などの手続きした場合、手続きしていただいた翌月に保険料を再計算し、更正(決定)通知書及び納入通知書を送付します(4月から6月の間に手続きをした場合は、7月に保険料を計算し、納入通知書を送付します)。

令和7年度の通知書については、次のとおりです

届出日	通知日	開始/変更の期別(納期限)
R7.4.1~6.25	R7.7.14	1期(R7.7.31)
R7.6.26~8.1	R7.8.14	2期(R7.9.1)
R7.8.2~9.1	R7.9.12	3期(R7.9.30)
R7.9.2~10.1	R7.10.14	4期(R7.10.31)
R7.10.2~11.1	R7.11.14	5期(R7.12.1)
R7.11.2~12.1	R7.12.12	6期(R7.12.25)
R7.12.2~R8.1.1	R8.1.14	7期(R8.2.2)
R8.1.2~2.1	R8.2.13	8期(R8.3.2)

2月以降の届出については、次のとおりです。

届出日	通知日	開始/変更の期別(納期限)
R8.2.2~3.1	R8.3.13	現随1期(R8.3.31)
R8.3.2~4.1	R8.4.14	過随1期(R8.4.30)
R8.4.2~5.1	R8.5.14	過随2期(R8.6.1)
R8.5.2~6.1	R8.6.12	過随3期(R8.6.30)

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です

国民健康保険に加入していない方(社会保険や後期高齢者医療保険)も、住民基本台帳上の世帯主である場合は納付義務者になります。

保険料の納め方はいろいろあります

○口座振替

口座振替は、納期ごとに金融機関などに納めに行く手間が省けます。翌年度以降も自動的に継続されるため、納め忘れがなく大変便利です。

口座振替の申込みは、取扱い金融機関にてお手続きできます。

【取扱い金融機関】(各金融機関に直接申込みをしてください)

千葉銀行 常陽銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 筑波銀行 中央労働金庫 銚子信用金庫
銚子商工信用組合 ゆうちよ銀行 ちばみどり農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会

【手続きに必要なもの】

- ・銚子市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(申込書は市内取扱金融機関にあります)
- ・預貯金通帳 ・金融機関届出印 ・本人を確認できる書類(運転免許証等)

○納付書払い(納付手数料はかかりません)

納付書裏面に記載の金融機関やコンビニで納付できます。

コンビニ払いは、納期限内であれば時間や曜日にかかわらず納付できます。

○スマホ決済

スマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み取るだけでいつでもどこでもキャッシュレスで納付することができます。

※納期限を経過した納付書は、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでは取り扱いません。(ゆうちょ銀行以外の金融機関では納付できます。)

保険料は納期限内に納付をお願いします

国民健康保険料は、国民健康保険事業を安定的に運営するための重要な財源です。納期限内に納付をお願いします。

納期限を過ぎると滞納となり、納付までの日数に応じて延滞金が発生します。

さらに督促状・催告書が送られるほか、特別な事情がなく納付しない時は、予告なしに財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。

保険料の滞納を続けていると、病気やけがをしたときの医療費が全額自己負担になるなどの措置をとります。

災害などの特別な事情で納付が困難な場合は滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

《よくある質問》

1	<p>Q 年度の途中で加入または脱退した場合、保険料はどうなりますか。</p> <p>A 保険料は月割計算されます。</p> <p>年度途中で加入した場合、加入した月分から保険料が発生します。</p> <p>年度途中で脱退した場合、保険料は再計算され、加入した月分から（年度当初から加入の方は4月分から）脱退した月の前月分までの保険料が発生します。</p>
2	<p>Q 転入後、年度の途中で保険料額が変わったのはなぜですか。</p> <p>A 他市区町村から転入した場合、前年の所得を各年1月1日の住所地に問い合わせます。このため、所得をすぐに確認することができないので、所得が判明したあとに保険料額が変わることがあります。</p>
3	<p>Q 国保の脱退の手続きをした後も支払いが残るのはどうしてですか。</p> <p>A 保険料は、4月から翌年3月までの12か月分を7月から年8回で納付するため、各納期の金額がその月の保険料とはなりません。そのため、脱退後も保険料がかかる場合がありますので、お手続きした翌月中旬にお送りする更正(決定)通知書をご確認ください。</p>
4	<p>Q 納めすぎた国民健康保険料はどのように返してもらえますか。</p> <p>A 年度の途中で脱退などにより保険料を再計算した結果、還付金が生じた場合には還付通知書をお送りします。還付金の受け取りは、口座振込となります。なお、保険料に未納分がある場合は、原則還付金を未納分に充当いたします。</p>
5	<p>Q 退職して収入がありません。保険料は安くなりますか。</p> <p>A 前年の所得で保険料は計算されるため、退職などで収入が減額しても保険料は安くなりません。ただし、会社の倒産や解雇など非自発的な失業により離職した65歳未満の方は保険料の軽減制度があります。軽減を受けるには申請が必要です。</p> <p>また、災害などの特別な事情で保険料の納付が困難な場合には、申請により分割納付や減免が受けられる場合がありますので、保険年金室(4番窓口)へお問い合わせください。</p>

お問い合わせ先：銚子市役所市民課保険年金室 ☎0479-24-8955